

四日市市保健所処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市保健所処務規程等の一部を改正する規程

(四日市市保健所処務規程の一部改正)

第1条 四日市市保健所処務規程(平成20年四日市市訓令第10号)の一部を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>保健企画課</p> <p>管理医療係</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>企画係 (略)</p> <p>保健予防課 (略)</p> <p>衛生指導課</p> <p>生活衛生係 (略)</p> <p>食品薬事係</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 献血及び臓器移植に関すること。</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>保健企画課</p> <p>管理医療係</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 献血及び臓器移植に関すること。</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>企画係 (略)</p> <p>保健予防課 (略)</p> <p>衛生指導課</p> <p>生活衛生係 (略)</p> <p>食品薬事係</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>

食品衛生検査所 (略)	
健康づくり課 (略)	
こども保険福祉課 (略)	

改正後									
別表 (第7条関係)									
1 保健企画課									
事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所 長の権 限の事 務		備考
		専決区分					専決区 分		
		市 長	副 市 長	部 長	所 長	課 長	所 長	課 長	
(略)									
医療法(昭 和23年 法律第2 05号。以 下この項 において 「法」とい う。)に基 づく事務	(略)	法第6条の3第8項 の規定による、病院等 の管理者が同条第1 項若しくは第2項規 定による報告をせず、 又は虚偽の報告をし たときの報告命令及 び是正命令					(略)		
(略)									

改正前	
別表 (第7条関係)	

1 保健企画課									
事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所 長の権 限の事 務		備考
		専決区分					専決区 分		
		市 長	副 市 長	部 長	所 長	課 長	所 長	課 長	
(略)									
医療法(昭 和23年 法律第2 05号。以 下この項 において 「法」とい う。)に基 づく事務	(略)	法第6条の3第6項 の規定による、病院等 の管理者が同条第1 項若しくは第2項規 定による報告をせず、 又は虚偽の報告をし たときの報告命令及 び是正命令						(略)	
(略)									

(四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程（令和5年四日市市訓令第9号）の一部を次のように改める。

改正後
<p>(四日市市保健所処務規程の一部改正)</p> <p>第2条 四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程（令和5年四日市市訓令第9号）の一部を次のように改める。</p>

改正後

別表（第7条関係）

1 保健企画課

事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分保		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
(略)									
薬剤師法（昭和35年法律第146号）に基づく事務	(略)			○					政令市長の事務
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この項において「法」とい	法第10条第14項から第18項までの規定による予防計画の策定			○					同
	法第10条第18項の規定による第9項の予防計画策定及び変更時の計画の提出に関する準用			○					同
	法第10条第18項の規定による第11項の達成状況			○					同

う。) に基 づく事務	の報告に関する準 用								
	法第10条の2第 1項の規定による 都道府県連携協議 会への参加			○					同
	法第10条の2第 2項の規定による 都道府県連携協議 会構成員間での連 携及び情報共有			○					同

2 保健予防課

事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所 長の権 限の事 務		備考
		専決区分					専決区 分		
		市 長	副 市 長	部 長	所 長	課 長	所 長	課 長	
感染症の 予防及び 感染症の 患者に対 する医療 に関する 法律(平成 10年法 律第11 4号。以下	法第12条第2項 及び第4項の規定 による感染症患者 に関する厚生労働 大臣及び管轄都道 府県知事への報告				○				<u>政令市 長の事 務</u>
	(略)								
	法第36条第1 項、第2項及び第 4項の規定による								

この項において「法」といふ。）に基づく事務	消毒その他の措置に係る書面による通知又は掲示（法第50条第1項、第5項及び第6項において準用する場合を含む。）								
	(略)								
(略)									

(略)

改正前

別表（第7条関係）

1 保健企画課

事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
(略)									
薬剤師法（昭和35年法律第146号）に基づく事務	(略)								

2 保健予防課

事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所 長の権 限の事 務		備考
		専決区分					専決区 分		
		市 長	副 市 長	部 長	所 長	課 長	所 長	課 長	
感染症の 予防及び 感染症の 患者に対 する医療 に関する 法律(平成 10年法 律第11 4号。以下 この項に おいて 「法」とい う。)に基 づく事務	<u>法第10条の2第 1項の規定による 都道府県連携協議 会への参加</u>			○					<u>政令市 長の事 務</u>
	<u>法第10条の2第 2項の規定による 都道府県連携協議 会構成員間での連 携及び情報共有</u>			○					同
	<u>法第12条第2項 及び第4項の規定 による感染症患者 に関する厚生労働 大臣及び管轄都道 府県知事への報告</u> (略)				○				同

	法第36条第1項、第2項及び第4項の規定による消毒その他の措置に係る書面による通知又は掲示（法第50条第1項、第5項及び第6項において準用する場合を含む。）	略							
	(略)								
	(略)								
(略)									

改正前									
(四日市市保健所処務規程の一部改正)									
第2条 四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程（令和5年四日市市訓令第9号）の一部を次のように改める。									
改正後									
別表（第7条関係）									
1 保健企画課									
(略)									
2 保健予防課									
事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	

			長						
感染症の 予防及び 感染症の 患者に対 する医療 に関する 法律（平成 10年法 律第11 4号。以下 この項に おいて 「法」とい う。）に基 づく事務	<u>法第10条第14 項から第18項ま での規定による予 防計画の策定</u>			○					政令市 長の事 務
	<u>法第10条第18 項の規定による第 9項の予防計画策 定及び変更時の計 画の提出に関する 準用</u>				○				同
	<u>法第10条第18 項の規定による第 11項の達成状況 の報告に関する準 用</u>				○				同
	法第10条の2第 1項の規定による 都道府県連携協議 会への参加				○				同
	(略)								
	法第36条第1 項、第2項及び第 4項の規定による 消毒その他の措置 に係る書面による 通知又は掲示（法 第50条第1項、 第5項及び第6項 において準用する 場合を含む。）		(略)						
	(略)								

(略)

(略)

改正前

別表（第7条関係）

1 保健企画課

(略)

2 保健予防課

事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所 長の権 限の事 務		備考
		専決区分					専決区 分		
		市 長	副 市 長	部 長	所 長	課 長	市 長	部 長	
感染症の 予防及び 感染症の 患者に対 する医療 に関する 法律(平成 10年法 律第11 4号。以下 この項に おいて 「法」とい う。)に基 づく事務	法第10条の2第 1項の規定による 都道府県連携協議 会への参加 (略) 法第36条第1 項、第2項及び第 4項の規定による 消毒その他の措置 に係る書面による 通知又は掲示(法 第50条第1項、 第5項及び第6項 において準用する 場合を含む。)			○					<u>政令市 長の事 務</u>

	(略)
(略)	
(略)	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年3月31日から施行する。

(健康福祉部保健企画課)